

令和4年10月20日

大網白里市議会議長 北田 宏彦 様

総務常任委員長 黒須 俊隆  
文教福祉常任委員長 岡田 憲二  
産業建設常任委員長 中野 修

### 大網白里市議会三常任委員会合同行政視察報告書

- 1 期 日 令和4年10月4日（火）～5日（水）
- 2 視 察 先 群馬県吾妻郡中之条町、群馬県桐生市及び埼玉県三郷市
- 3 視察事項 群馬県吾妻郡中之条町
  - ・庁舎改修（エレベーター設置）事業
  - ・バイオマス発電事業【施設不具合のため中止】
  - ・中之条ガーデンズについて（公共施設運営関係）群馬県桐生市
  - ・移住定住施策について（きりゅう暮らし応援事業）埼玉県三郷市
  - ・まちづくり事業について（企業立地施策、土地区画整理事業）
- 4 参加議員
  - 総務常任委員会 黒須俊隆、土屋忠和、上代和利、山下豊昭、蛭田公二郎、小金井勉
  - 文教福祉常任委員会 岡田憲二、堀本孝雄、引間真理子、森建二、小倉利昭
  - 産業建設常任委員会 中野修、秋葉好美、林正清子、石渡登志男、田辺正弘

（同行：北田宏彦議長）
- 5 視察報告 別紙のとおり
- 6 経 費 別紙のとおり

○群馬県吾妻郡中之条町 （報告者：黒須俊隆）

◆視察先自治体概要

群馬県中之条町

人口 15,055人

面積 439.28平方キロメートル

予算規模 105億300万円（一般会計当初）

議員定数 15人

◆視察等内容

- ・中之条町議会との交流会
- ・庁舎改修（エレベーター設置）事業について
- ・バイオマス発電（再生可能エネルギー）事業について
- ・中之条ガーデンズ

1 姉妹都市中之条町議会との交流

コロナ禍により、平成30年の姉妹都市40周年記念以来の大規模な訪問ということで、中之条町伊能正夫町長、山本隆雄議長をはじめ、中之条町議会議員15名全員から歓待を受け、交流を深めた。本市メンバーの中にも初めて中之条を訪れた議員もあり、大変有意義な時間を持つことができた。

姉妹都市の中之条町とは災害協定があり、本市が大きな被害を被った令和元年の台風では、中之条町からいち早く大きな支援があったことは記憶に新しい。日ごろから、議会に限らず民間も含めて関係を強化していくことが大切であるとあらためて実感した。



中之条町議会議員 参加者名簿

|       |            |          |
|-------|------------|----------|
| 山本 隆雄 | 議長         |          |
| 齋藤 祐知 | 副議長        |          |
| 安原 賢一 | 総務企画常任委員長  |          |
| 大場 壯次 | 総務企画常任副委員長 |          |
| 唐沢 清治 |            |          |
| 小栗 芳雄 |            |          |
| 剣持 秀喜 |            |          |
| 富沢 重典 | 文教民生常任委員長  |          |
| 関 美香  | 文教民生常任副委員長 |          |
| 関 常明  |            | 議会運営委員長  |
| 山本日出男 |            |          |
| 福田 弘明 | 産業建設常任委員長  |          |
| 佐藤 力也 | 産業建設常任副委員長 |          |
| 山田みどり |            |          |
| 篠原 一美 |            | 議会運営副委員長 |

|       |  |      |
|-------|--|------|
| 町田 岳彦 |  | 事務局長 |
| 朝賀 浩  |  | 事務局  |

## 2 中之条役場庁舎改修（エレベーター設置）事業について

中之条町では、令和2年度に町役場庁舎耐震改修工事の一環でエレベーターを設置している。本市でも庁舎増改築工事の中でエレベーター設置工事が喫緊の課題であり、中之条の事業の説明を受け、エレベーターや議会棟への接続などを見学した。

中之条町役場庁舎耐震改修工事の概要は別添資料の通りだが、令和2年5月着工、令和3年3月に完成した。エレベーターは令和2年12月完成した。総事業費1億8973万9千円。



議場へエレベーターからバリアフリーで行くことができる  
車椅子用傍聴スペースには自動扉で入場できる

エレベータの概要は、地上3階・地下1階の4階分。積載量は900キログラム、定員13人、昇降速度は分速45メートル。

保守点検は、業務委託しており年額55万4400円。業務委託の基本サービス内容は詳しくは別添資料の通りだが、遠隔リモートシステムにより24時間365日連続点検されており、地震時の停止や復旧、閉じ込め時の安心ディスプレイなどが含まれている。

エレベータは、二つある階段の一つを利用して設置したそうで、工事のために大規模な庁舎窓口移転などをせずに行うことができた。

庁舎最上階の3階に議場があり、エレベーター設置に合わせて車椅子での傍聴者がそのまま傍聴できるスペースが確保された。本市でもエレベーター設置にとどまらず車椅子での傍聴席を確保する必要性を感じるとともに大変参考になった。



左下のスペースが車椅子での傍聴者用（写真は中之条町議会ホームページより）

令和4年10月4日(火)

総務課 庶務係

■中之条町役場昇降機(エレベーター)設置工事

- ① 事業名 令和2年度 中之条町役場 庁舎耐震改修工事
- ② 概要 防災拠点における耐震基準ISO値0.75以上への改修、エレベーターの設置
- ③ 工期 令和2年5月15日 着工  
令和3年3月25日 完成  
※エレベーター部分については令和2年12月1日完成
- ④ 事業費 189,739,000円(税込)

■昇降機(エレベーター)内容

- ① 停止階床数 4(地下1階、地上1階～3階)
- ② 積載量 900kg
- ③ 速度 45m/分
- ④ 定員 13人乗り
- ⑤ 保守業務委託料 554,400円(税込)

【基本サービス】

- 1) 専門技術者による点検等：点検周期 3カ月ごと
- 2) リモート点検システム(遠隔点検)：24時間365日連続点検
- 3) リモート点検システム(遠隔診断)：午前1時～5時に診断運転実施
- 4) リモート点検システム(遠隔故障復旧)：停止故障際に自動診断し、運転に支障がない場合運転再開
- 5) 遠隔閉じ込め救出：閉じ込めが生じた際に復旧遠隔操作実施
- 6) 地震時エレベーター自動診断・復旧システム：地震時管制運転装置で休止後、自動診断し、復旧、運転再開
- 7) 安心ディスプレイ：通常運転時の表示、非常運転時の案内、閉じ込め時受信員表示
- 8) メモリーカード録画：エレベーター内を1秒/1コマで約3日分記録
- 9) 機器保証サービス：エレベーターの機能維持に必要な機器修理、部品交換実施





### 3 中之条町バイオマスボイラーについて

中之条町では、役場庁舎、六合支所、「四万清流の湯・四万へき地診療所」に木質バイオマスボイラーが導入され、暖房や給湯などに使っている。

今回の視察でバイオマスボイラーも視察見学する予定だったが、ボイラーから六価クロムが検出され、稼働を停止しており、対応策実施中で現地視察することができなかった。

中之条町は87パーセントが山林で、木材は大変豊かな環境にあるが、民有林はほとんど使われていなかった。中之条町は平成25年に「再生可能エネルギーのまち中之条」を宣言、「再生可能エネルギー推進条例」を施行、再生可能エネルギーの積極的な活用を推進している。

現在、木材活用センターの整備を進めており、木材チップ加工のための製材所を誘致する計画をしている。林業を活性化して町民の所得を上げるのが目標とのこと。

バイオマスボイラー以外にも太陽光発電や小水力発電所など再生可能エネルギー推進に積極的に取り組んでいる。

### 4 中之条ガーデンズ

中之条ガーデンズは、平成24年に旧「薬王園」をあがつま農業協同組合から中之条町が譲り受けたもので、「花の駅 美野原」としてオープンしたが、平成28年から全面リニューアル工事をし、令和3年4月に「中之条ガーデンズ」としてグランドオープンした。

その名の通り、それぞれ特徴を持った7つの庭園があり、季節ごとに違う表情を見せてくれる庭園を日本トップクラスの専門家がアドバイザーやディレクターとして参加して作り上げた。

入園料は300円から1000円の変動制になっており、約7000万円の収入がある。年間10万人の来場客があり、中之条町にとって重要な観光拠点となっている。







## 施設の沿革

|            |                                               |
|------------|-----------------------------------------------|
| 平成24年      | あがつま農業協同組合より「旧薬王園」を譲り受ける                      |
| 平成25年8月    | 「花の駅 美野原」としてオープン                              |
| 平成27年4月    | 花と緑のぐんまづくり 2015in 中之条 ふるさとき<br>らきらフェスティバル開催   |
| 平成28年7月    | 全面リニューアル工事始まる<br><br>第一期工事（スパイラルガーデン、町民花壇 整備） |
| 平成29年～30年  | 第二期工事（ローズガーデン 整備）                             |
| 平成30年7月    | 第24回全国花のまちづくり中之条大会開催                          |
| 平成30年～令和元年 | 第三期工事（ふる里の野山、ナチュラルガーデン、<br>中之条ファーム、遊具広場 整備）   |
| 令和元年～2年    | 第四期工事（大藤棚、ノットガーデン 整備）                         |
| 令和3年4月     | グランドオープン                                      |



◆群馬県桐生市（記録・森建二）

移住・定住施策（きりゅう暮らし応援事業）について  
～北関東エリア住みたい街ランキング第一位（いい部屋ネット調べ）

- 1 視 察 先 群馬県桐生市織姫町1－1（市議会委員会室）
- 2 視察日時 令和4年10月5日（水）、9：00～10：30
- 3 説 明 者 桐生市議会 議長 北川 久人 様  
都市整備部建築住宅課 課長 河内様  
都市整備部定住促進室、室長 大薮様  
都市整備部定住促進室 真下様  
都市整備部建築住宅課 新町様
- 4 調査事項 ① 移住・定住施策（きりゅう暮らし応援事業）について
- 5 視察先概要

○桐生市（概要）

- ・人口 105,304人（本年7月現在）
- ・面積 274.45km<sup>2</sup>
- ・一般会計予算 431億1,000万円
- ・市議会定数 22人
- ・議員報酬 432,000円/月（議員）
- ・政務活動費 380,000円/年

平成25年9月26日、議会基本条例を制定。



市役所全景

ご挨拶 桐生市議会 議長 北側久人さま

桐生市は、織物産業で栄えた。戦災を受けていないので多くの古い建物が残る。文化の中心として発信していきたい。

隣がみどり市、合併したいが現状進まない。提携が今後の課題。

市議会の取り組みは、議会改革。早稲田大学から議会改革全国4位というお話を頂いた。



市議会委員会室にてお話を伺った。

視察事項：

移住・定住施策について

（きりゅう暮らし応援事業）平成29年度より。

◎都市整備部建築住宅課 河内課長

- ① 住宅取得の助成（建築住宅課）（R3年度、325件の実績）
- ② 住宅リフォームの助成（建築住宅課）（R3、160件の実績）
- ③ 空き家除去の助成（定住促進室）（R3、5件の実績）
- ④ 空き家利活用の助成（定住促進室）（R3、30件の実績）

①について。平成29年度から開始。前身は「住宅取得応援事業」。平成26～28年度。市内新築者へ最大200万円を助成した。市内への転入を促進、転出を止めることが目的。

桐生市は12万人居たのが平成132,000人ほどであったが現在103,000人。

助成内容の見直し等で平成29年度より「きりゅう暮らし応援事業」として継続している。

助成制度の概要。補助対象者は、桐生市に建築し、5年以上定住する事。所有者であること。暴力団員でない事。過去に同様の補助を受けていないこと。など。

他、助成制度の説明。

日本の人口そのものが減り、一極集中が進む中、人口減少は地方共通の問題。様々な要因で変化する。この事業のみで対策の大部分を見込むことはできないが、何らかの動きをしなければ取り残される。今年度の現在までの利用者件数は133件。現在までで2723件、8,653人の移住につながった。本市にとって有効な手段であると考える。

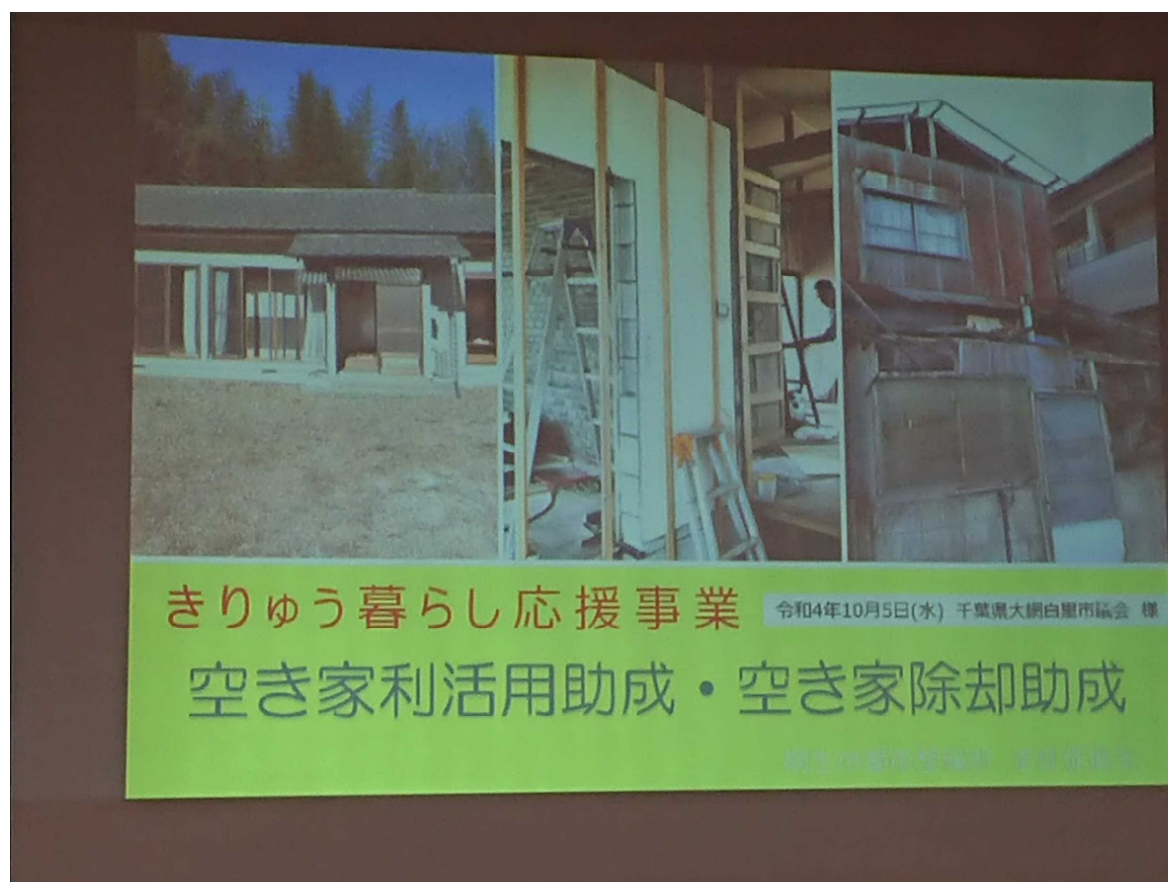
②について。住宅リフォーム制度も前段があった。住宅の長寿命化とともに住宅の改築、リフォームを調整した。平成26年～28年度。内容は大きく変わらないがリニューアル。

概要。桐生市に住宅を持ち、居住していること。市税滞納なし。暴力団員でない。過去に同様の補助を受けていないこと。マンション、併用住宅も対象。

住宅の機能向上のため行う、外壁・屋根の修繕及び建物内のリフォーム工事。必ず着工前に申請が必要。上限20万円。他、子育て世帯向け等の各種加算制度がある。

加算補助。性能向上を目的とする工事の要する経費が20万円に城の場合に対象になる。省エネ工事、耐震改修工事、バリアフリー工事、防犯工事。

全般的に申込頻度が高く、毎年年度末を待たずに助成枠を使い切ってしまう。人気がある。





◎都市整備部定住促進室、大藪室長様。

県内でもこのような制度を作っている市は珍しい。空き家バンクともリンクし、移住定住を進めたい。

◎ご担当、真下様。

③について。現在の家屋は86,464件。実際の空き家は4,471件。平成27年、空き家対策室を設置。建物関係、定住関係、草木繁茂関係をすべて一括で担当することになった。

○空き家空き地対策の総合調整。

○空き家空き地の活用に関する事。

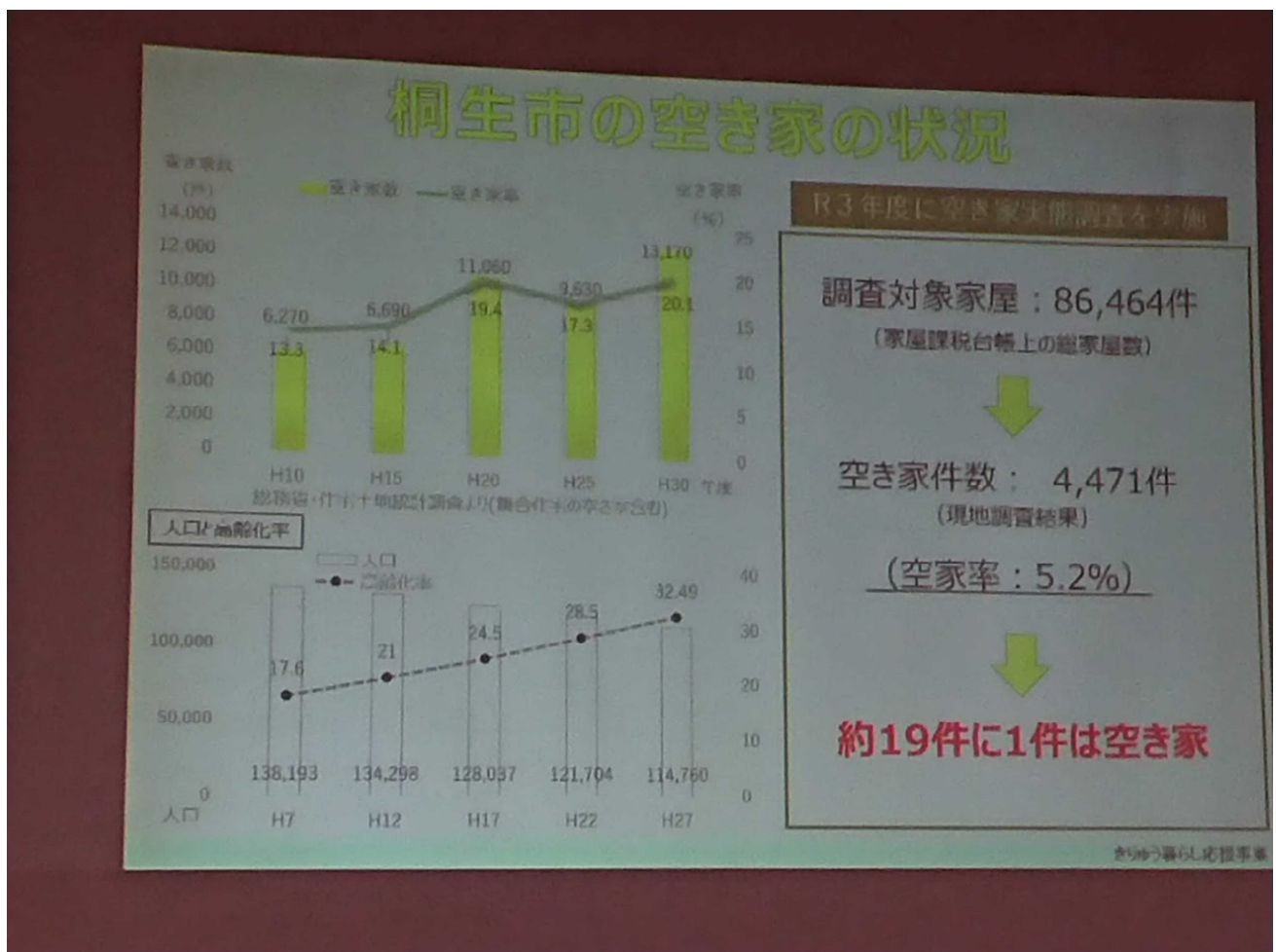
○定住促進に関する事。

令和3年度、空き家に関する問い合わせは327件、物件提供情報は121件であった。

近隣で行われる移住相談会等にも積極的に参加している。

空き家除去助成、上限100万円のもの（国費活用）と70万円のもの（市単独）がある。長く住んでいない空き家や危険な空き家を除去する場合に、除去費用の一部を助成。

空き家・空き地バンク。平成18年度から。不要な空き家の利活用と住まい探しのお手伝い事業。Youtubeを活用し、動画で紹介している。



◎質疑応答 建築住宅課 新町様。

Q, 年間の申請・相談数

A, 住宅リフォーム事業・R3 年度中、212 件。

空き家利活用助成・R3、相談件数 23 件、申請件数 5 件。

空き家除去助成・R3、相談件数 101 件、申請件数 30 件。

Q, 住宅取得応援助成制度ではどの世帯の利用が多い？

A, 子の居る夫婦世帯が 59% (193 件)、夫婦のみ 21% (69 件)、単身 9 パーセント (30 件)、親子 5% (17 件)、母子 4 パーセント (13 件)、兄弟姉妹 1% (3 件)。

Q, 効果は？

A, 人口の増減は様々な要因に依るが、本制度を利用した過去の定住人数は平成 26 年度から令和 3 年度までの累計で転入者 2,155 人、市内転居者 6,498 人、全体では 8,653 人となっており着実な成果を積み上げているものと考えます。

Q, 市内の空き家数は？

A, 家屋 86,464 件のうち、空き家数は 4,471 件。5.2%。」また相談件数は R3 で 327 件。

Q、実際に空き家を利活用して住まわれた方の「声」は。

A, フォローアップ調査を実施している。概ね肯定的な意見が多い。今後も住み続けたいか、という質問には、64%が「住みたい」、36%が「わからない」。

Q, 今助成制度の創設に関して議論、反対党の意見はあったか？

A, 桐生市においては国の「空き家対策総合支援事業」の実施要項に沿った補助金設計をしている。また市からも上乗せをしているが、今までのところは反対意見はない。

Q, 「空き家バンク」の登録、成立数は？

A, 空き家・空き地バンクは平成 18 年から実施している。令和 4 年 8 月末現在、登録総数 656 件、成約件数 351 件。周知方法は、納税通知書に「空き家バンク」に関してのチラシを同封、市民課窓口にも事業パンフレットの設置、地元回覧板の活用などを行っている。

Q, 「きりゅう暮らし応援事業」の財源として、国や県の補助金または交付金等を活用していますか？

A, 国の行っている住宅市街地総合整備事業の中の「空き家対策総合支援事業」を活用している。

Q, 空き家バンク。動画等を使って素晴らしい。固定資産税の納付通知書にパンフレットを入れているとのこと、どのような内容か？

A, 始めた当初は一桁の件数。大きく変わったのは、「空き家対策室」平成 27 年度から始めてから。周知活動の効果かと思われる。現在の登録数は 13 件ほど。パンフは、事業概要の説明。

Q, 空き家助成には、引っ越し助成は含まれるのか？

A, 住宅を建てる際の費用を一括して取り扱っている。引っ越し等含めて、内容はこだわっていない。

Q, 平均的な助成額は？

A, 最大 200 万円、様々な加算メニューがある。

Q, 広報について。

A, 固定資産税納付書にパンフをつけることは効果的。既に市民に浸透している。

Q, 大東建託等のランキングについて？

A, 年代別、地域別のランキングでも扱われている。対外的な効果は高い。平成 18 年度から実施しているので、既に市民の認知度も高い。

数年前には市長も積極的に発信していたが、この頃は少しランキングも落ち着いている。今後も注目したい。

Q, お試し滞在について

A, 2 泊までで 1 泊 2,000 円。

Q, 人気がある助成と思うが、申込件数に対して応じられているのか？

A, 空き家の利活用については、例年予算範囲内で手を挙げる方への助成は賄えている。人気がある。募集期間、抽選としている。今年度は 35 件の応募、現在 35 件まで実施する動きになっている。

他事業についても、年度の早い時期に締め切り、それでも 200 件強の申し込みを受け、何とか応じられている。



## ◎考察

「住みたい街ランキングトップ」などと聞き、興味津々でお話を伺いました。流行りの「ランキング」の是非はともかく、少なくとも成功を収めていらっしゃる。

全国の各市町村は、これから減る一方の人口を何とか食い止めようと、様々な施策を考えますが、結局は「特別な効果」を生じる王道は無いように思います。

まずは組織として「定住促進室」という箇所をつくっている事そのものが大きな効果を生じていると思われます。大きな意識付けになります。

わが市では一つの課が多く事業を兼務している様子が見受けられ、そうすると「やっつけ」で仕事をしてしまう可能性も出てきてしまいます。

他では「DX推進課」という課もあり、具体的な目的にフォーカスした組織づくりが見えるように思いました。

今回お話を伺い、行政側に必要なものは

○具体的でしつこい広報（Youtube や SNS を活用）

○職員の前向きな動き（簡単に言ってしまうと「やる気」）

この2点なのだな、と感じました。

桐生市さんは何か特別な事をやっているわけではないと考えます。なかなか「効果測定」しづらい移住、定住施策について、努めて事業評価を重ねながらブラッシュアップする。

「王道」なんて無いのだろうし、しつこさ、粘り強さも必要なのでしょう。

改めて「事業はやっぱり人が進めるものなんだな」と感じた視察でありました。



隣接する桐生市文化会館

## 視察報告（報告者：中野修）

◆埼玉県 三郷市 日時：令和4年10月5日（水） 午後2時～

### 《三郷市の概要》

人 口 142,789人（8月時点）

面 積 30.22km<sup>2</sup>

予算規模 552億（一般会計当初）

議員定数 24人

### 《視察内容》

まちづくり事業について（企業立地施策・土地区画整理事業）

市街化調整区域内への土地利用誘導等について

#### 1 市街化調整区域内における開発相談について

都心から20km圏内、内陸部に位置する三郷インターチェンジという立地ポテンシャルから、企業（主に物流施設等）の進出に関連して企業や設計コンサルなどから相談を受けている。

希望面積：3,000～10,000坪程度

相談件数：担当課に週5～6件程度（うち1件程窓口対応）

開発指導部局に令和3年度実績1年間で80件

市街化調整区域内の幹線道路沿道において、「産業立地ゾーン」

や「産業振興地区」として、三郷市総合計画や都市計画マスタープラ

ンに位置づけ、物流施設等について産業活動の誘致を行っている。

## 2 商業施設等の土地利用誘導について

昭和45年（8月）の当初線引き時から市街化調整区域の割合が多く（令和4年4月1日現在で市街化率：49.9%）三郷市総合計画や都市計画マスタープランに産業拠点などを位置づけ、随時、市街化区域を拡大し商業施設等の産業系土地利用を誘導している。

## 3 産業振興地区運用方針等について

平成22年に総合計画や都市計画マスタープランに産業立地ゾーンを位置づけ、検討会議や審査委員会を設けて対応してきたが、計画的な土地利用を誘導するため、産業立地ゾーンの目標や効果及び各ゾーンの状況を踏まえ、令和3年度に策定した新たな総合計画に産業振興地区を位置づけ、産業系土地利用を誘導すべく内容の整理を図っている。

方針等の策定にあたって苦慮した点

- ・ 災害レッドゾーンやイエローゾーンの整理
- ・ 公平、平等性の担保
- ・ 周辺環境への配慮

## 4 三郷インター南部地区のまちづくりについて

### （1）三郷インター周辺地区のまちづくりについて

昭和 4 4 年：三郷インターチェンジの整備計画が決定

昭和 5 5 年～三郷インターチェンジ周辺の土地利用を検討開始

昭和 6 0 年：首都高速 6 号線と常磐自動車道が接続

同年 4 月：三郷インターチェンジ周辺土地利用推進協議会発足

平成 4 年：外環自動車道開通

（高速道路 3 路線が接続する三郷ジャンクション）

三郷インターチェンジ周辺地域は埼玉県高次商業都市構想の 1 つに位置づけられ、商業・業務・流通機能と良好な住環境を併せ持った拠点として、三郷インター A 地区を先行整備。

（組合区画整理事業）

平成 1 1 年に組合が認可され事業がスタートしたが、バブル崩壊等の影響を受け一時停滞。その後、平成 1 7 年の大型商業施設オープンを機に事業が大きく進捗し、平成 2 7 年に完了。

三郷インター A 地区のまちづくりが順調に進むにつれ、三郷インター南部地区においても関係権利者の機運が高まり、平成 2 1 年に組合が認可され事業がスタートしたが、リーマンショックの影響等を受け、厳しい船出となった。その後、施行者である組合等の頑張りにより、三郷インター A 地区と同年（平成 2 7 年）に完了した。（換地処分）  
三郷インター西部地区については、関係権利者の同意が得られず、現在は区画整理協議会も解散している状況。

（2）三郷インター南部南土地区画整理事業について短期間で完了でき



た主な理由について

当初（土地利用構想段階）は、当該地区も北側に位置する三郷インター南部地区画整理事業（約52ha）として計画していたが、関係権利者の同意状況や早期の事業化等を踏まえ除いている。

その後、三郷インター南部地区画整理事業の成功事例から当該地区関係権利者の意欲の高まりを背景にして事業化したことが一番の理由と考えている。

三郷市では、業務代行方式の採用など民間活力を最大限利用するとともに、関係権利者のまちづくりにおける意識付けが重要であるとの考えから組合施行を基本として、事業の確実性とスピード感を捉え、組合設立準備会が関係権利者の土地利用意向の十分な把握や事業資金を含む事業計画（資金計画）を精査し、組合設立認可（事業認可）を行っている。

不確実性のある国庫補助金をあてにせず、保留地処分金と市からの補助金を収入として資金計画を作成した。また、保留地については企業ニーズを踏まえ、大街区化し基準のなかで最大限確保した。

## 5 市街化調整区域内における幹線道路沿いのまちづくりについて

三郷市では、道路が整備された後、市街化調整区域内における乱開発（産廃ヤード、残土置場、作業ヤード等）を抑止するとともに、産業の活性化に資する計画的な土地利用を誘導するため、産業振興地区運

用方針を制定し、諸条件に応じて土地区画整理事業による市街化調整区域編入（都市計画法第12条）や地区計画（同法12条の5）、また、区域指定（同法34条12号）の中から土地利用方策を選定することとしている。

## 6 UR都市再生機構や組合施行における事業者の参入について

### （1）三郷中央地区土地区画整理事業の施行者等について

昭和60年7月に運輸政策審議会において、常磐新線の整備が都市交通政策上の喫緊の課題であり、具体化を図るべきとの答申があった。また、平成元年6月に宅地政策と交通アクセス整備の一体的推進を図る方針のもとに「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」（宅鉄法）を制定した。埼玉県と三郷市において、新駅周辺のまちづくりについて検討する中、平成6年5月に、県と三郷市により住宅・都市整備公団（現 UR都市再生機構）に対して、土地区画整理事業の施行に係る事業要請が行われ、翌年（平成7年）6月に隣接する八潮市とともに4者による協定が締結された。平成8年5月の都市計画決定を経て、平成10年3月に事業認可され事業がスタートした。（平成27年に完了、換地処分）

### （2）組合区画整理事業の施行者について

土地区画整理組合設立準備会設立時から、一括業務代行方式とした進出企業の選定を行い、業務代行予定者を確定し認可申請を行う。

庁舎での説明をいただいた後、三郷インター南部南地区の現地視察を行いました。三郷市様のご配慮により、大和ハウス工業株式会社様のD P L三郷Ⅲ「これからの物流業界を担うマルチテナント物流センター」の見学と説明をいただいた。

三郷市様と本市の市街化調整区域の現状・状況とは、異なるところはありますが、今回の三郷市様視察で学んだことを参考にして、今後の市街化調整区域内への土地利用誘導等に生かしていければと考えます。

別紙

行政視察経費

|                          |             |          |
|--------------------------|-------------|----------|
| ① 宿泊                     | 13,100円×17人 | 222,700円 |
| ② 借上バス（2日）               |             | 253,000円 |
| ③ 諸経費（企画手配料・添乗員費用・有料道路等） |             | 129,020円 |

合 計 604,720円